

○外国人留学生学内奨学金規定

昭和63年5月25日

学園158

改正 2016年3月11日

(目的)

第1条 この規定は、学園に外国人留学生学内奨学金制度を設け、勉学意欲旺盛な外国人留学生の学業成就と成績向上を助成することを目的とする。

(名称)

第2条 この規定により奨学金の給付を受ける者を、留学生学内奨学生(以下「奨学生」という)という。

(資格)

第3条 奨学生となることができる者は、大阪工業大学の学部もしくは大学院、摂南大学の学部もしくは大学院または広島国際大学の学部もしくは大学院の正規課程に在籍する外国人留学生で、成業の見込みがあり、かつ、学資に乏しいと認められる者とする。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者は除く。

イ 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に定める国費外国人留学生

ロ 外国政府の派遣する留学生

ハ 他の学内奨学金の奨学生

ニ 学費減免規定により学費減免を受けている者

(奨学金の額)

第4条 奨学金の額は、月額20,000円を上限とし、毎年度理事長が各学長と協議のうえ、決定する。

(給付方法)

第4条の2 奨学金は毎月給付する。ただし、4月分は5月分支給時に、年度の途中で入学した者は入学月から第1回支給月までの分を一括して給付することができる。

2 奨学生には、奨学金返還の義務を課さない。

(期間)

第5条 奨学生の期間は、当該年度限りとする。ただし、翌年度も継続して奨学生を希望し出願することができる。

2 前項ただし書の場合は、改めて第7条に定める出願手続を行わなければならない。

(採用定員)

第6条 奨学生の採用定員は、毎年度理事長が各学長と協議のうえ決定する。

(出願手続)

第7条 奨学生を希望する者は、所定の出願書類により当該大学の奨学金担当部署を経て、学長に願い出なければならない。

(選考)

第8条 奨学生の選考は、各大学の学内奨学規定または学内奨学金規定に準じて行うものとする。

(選考の時期)

第9条 奨学生の選考は、毎年5月および年度の途中で入学する者は入学月とする。

(準用規定)

第10条 奨学生の身分の取消し、奨学金の給付の停止その他この規定に定めのない事項については、各大学の学内奨学規定または学内奨学金規定を準用する。

(規定の改廃)

第11条 この規定の改廃は、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和63年5月26日から施行する。
- 2 この改正規定は、2016年4月1日から施行する。